

平成24年5月8日

久喜宮代衛生組合 管理者 田 中 暄 二 様

> 久喜宮代衛生組合 廃棄物減量等推進審議会 会 長 田 中 行 人

平成22年12月17日付け久宮衛減第1843号をもって諮問された事項4の「犬猫等動物死体の取り扱いについて」について、次のとおり答申します。

記

犬猫等動物の死体の取り扱いについては、当組合の久喜宮代清掃センターのみ 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例中に、一般廃棄物手数料 の対象として、収集・運搬及び処分の手数料が規定されております。一方菖蒲清 掃センター及び八甫清掃センター管内では、合併前の旧菖蒲町、旧栗橋鷲宮衛生 組合の条例においても、動物の死体の取り扱いの規定がないことから、犬猫等動 物の死体の処分を依頼する住民に対しては、広域利根斎場組合メモリアルトネを 紹介することなど、その取り扱いに相違が生じており、早急に統一する必要があ ると考えられます。

犬猫等動物の死体については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の定義では、本来一般廃棄物となることから、その取り扱いについては、条例で規定すべきであると思われますが、県内の状況をみても、取り扱いは様々な状況となっています。また、広域利根斎場組合メモリアルトネなどのいわゆる斎場、動物霊園事業等が動物の死体を取り扱う理由は、動物の飼い主が動物の死体を宗教的及び社会慣習等により埋葬、又は供養等を行いたいためのニーズにより、取り扱われるものであるため、一般廃棄物には、該当しないことになります。したがって、動物の死体は飼い主の考え方や判断により、一般廃棄物に該当する場合と、該当しない場合があることになります。

当審議会としては、一般廃棄物に該当するものとして、慎重に検討し総合的に 判断した結果、久喜宮代清掃センター同様に菖蒲清掃センター及び八甫清掃セン ターにおいても犬猫等の死体の取り扱いについては、条例に規定するとの審議結 果を得たので答申いたします。

取り扱いを実施するに際して、収集運搬については、委託により実施することとし、その手数料は、委託業者に支払う3,000円とすること。又処分料については、10 kg未満500円、10 kg以上30 kg未満1,000円とすることが、適当であるとの結論に至りました。

なお、廃棄物の減量やコストの削減、地球温暖化防止の必要性から、組合としては広域利根斎場組合メモリアルトネを紹介するなど、飼い主に選択をさせる必要があることを申し添えます。